

お知らせ

■給付は老人保健と同じです
お医者さんにかかるときの窓口負担は、「老人保健制度」と変わらず通常1割で、現役並みの所得がある人は3割になります。その他、入院したときの食事代なども今までどおりです。

■保険証は一人一枚
平成20年4月1日以降にお使いいただく後期高齢者医療保険証(カード型)は、平成20年3月中に、お一人ずつにお送りいたします。

■75歳以上が対象者に
75歳以上の人は全員対象になります。(65歳以上で一定の障害のある人を含みます。)
平成20年4月以降に75歳の誕生日を迎える人は、誕生日から後期高齢者の加入者となります。



本格的な少子高齢社会の到来を迎え、高齢者の適切な医療の確保と将来にわたる持続的かつ安定的な医療保険制度の運営を確保するため、現在の老人保健制度に変わる新しい高齢者の医療制度として平成20年4月から、「後期高齢者医療制度」がはじまります。

シリーズ後期高齢者医療制度①
平成20年4月から高齢者の医療制度が変わります

平成20年4月から

これまで加入していた国民健康保険や社会保険からは脱退し、新たに「後期高齢者医療制度」に加入し、医療を受けます。

◆医療機関では
・新たに発行される後期高齢者医療制度の保険証を提示します。

平成20年3月まで

国民健康保険や社会保険に加入し「老人保健制度」で医療を受けます。

◆医療機関では
・保険証
・老人保健医療受給者証を提示します。

*保険料などについては、決定され次第お知らせいたします。
*後期高齢者医療制度に関する出前講座(対象・10人以上のグループ)を行います。ご希望の方は、保険医療課までお申込みください。
お問合せは、滋賀県後期高齢者広域連合(☎077-522-3013)または保険医療課(☎6527)へ。

お知らせ

来年度の「幼稚園児」を募集します

願書受付は11月12日(月)～16日(金)の9時～17時

お問合せは、
教育指導課(☎6551)
または各幼稚園へ。

平成20年度の市立幼稚園の入園願書を受付けます。

3年保育の入園対象の方に、入園関係書類を11月初旬にお届けします。1年・2年保育を希望される場合は、各幼稚園、教育指導課で関係書類をお受け取りください。



☆募集園児

- 1年保育 平成14年4月2日から
平成15年4月1日までに生まれた幼児
- 2年保育 平成15年4月2日から
平成16年4月1日までに生まれた幼児
- 3年保育 平成16年4月2日から
平成17年4月1日までに生まれた幼児

☆願書提出先

各幼稚園に直接お申込みください。

幼稚園名(申込先)	所在地	電話
長浜幼稚園	朝日町5-14	62-0089
長浜北幼稚園	三ツ矢元町19-24	62-0861
長浜西幼稚園	相撲町604-6	62-3000
神前幼稚園	宮前町13-10	62-3495
神照幼稚園	神照町305-2	63-0584
神照東幼稚園	国友町574	62-5753
南郷里幼稚園	新栄町626	63-3723
北郷里幼稚園	春近町196-1	62-1498
西黒田幼稚園	常喜町500-1	62-1516
神田幼稚園	加田町2727	63-1913
六荘幼稚園	勝町493	62-7035
あざい幼稚園	大依町1232	74-8488
びわ幼稚園	八木浜町26-1	72-2150

社会保険庁からの
お知らせ

◆お問合せは彦根社会保険事務所
・受給について
年金給付課(☎0749-23-1116)
・納付や免除について
国民年金業務課(☎0749-23-1114)

「国民年金保険料控除証明書」は、大切に保管してください。
年末調整や確定申告の際、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、「国民年金保険料控除証明書」または「領収証書」を添付することが義務付けられています。
11月上旬に本年1月から9月末までに納付いただいた「国民年金保険料控除証明書」を送付します。年末調整や確定申告を行うまでは大切に保管してください。
「扶養親族等申告書」の提出をお忘れなく。
※提出期限は12月3日(月)
老齢や退職による年金は、所得税法上「雑所得」として所得税が課せられます。
課税の対象となる方には、社会保険業務センターより「扶養親族等申告書」を送付されますので必ず提出してください。

交通事故・犯罪被害遺児育英基金
ほうこう会をご存知ですか

「ほうこう会」は、市内にお住まいの交通事故・犯罪被害遺児(交通事故や犯罪の被害により保護者を亡くされた18歳未満の人)を精神的・経済的に支援すること、健全な育成に寄与すること目的とした団体です。具体的には、奨学金や入学金の支給などを行っています。
同会は、みなさまからの寄付金などで運営していますので、ご理解とご協力をお願いします。

お問合せは、ほうこう会事務局(長浜地区交通安全協会内☎0110)へ。

配偶者暴力防止法が一部改正されます

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。
保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成19年通常国会で成立し、7月11日に公布されました。

◆改正の主な内容

1. 保護命令制度の拡充
 - 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
 - 電話等を禁止する保護命令
 - 被害者の親族等への接近禁止命令
 2. 市町村基本計画の策定の努力義務 など
- ◆内閣府「配偶者からの暴力被害者支援情報サイト」
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/imdex.html>

お問合せは、子育て支援課(☎6544)へ。

11・12月は
「長浜市青少年健全育成強調月間」

長浜市青少年育成市民会議は、子どもたちの健全な育成のために、地域の社会教育団体等の代表で構成されている団体です。また、公民館区、学区ごとに地区青少年育成会議があり、それぞれが「愛のパトロール」をはじめとして様々な活動を展開しています。

長浜市青少年育成市民のつどい

【とき】12月15日(土) 13時から

【ところ】浅井文化ホール(内保町)

【内容】

- 小・中学生による意見発表
- 活動事例発表
- 基調講演
「～メンタルケアの現場から～
親が変われば子どもも変わる」
講師：長田 百合子 氏



お問合せは、長浜市青少年育成市民会議事務局(生涯学習スポーツ課内☎6552)へ。

あなたの「もしや?」が子どもを救う

(平成18年度児童虐待防止推進月間応募作品)

11月は「児童虐待防止推進月間」
早期発見・早期対応が虐待の防止につながります

あなたの、「発見」が子どもを救うことになり、さらには親を救うことになります。



「そんなはずはない」と思っても、疑ったら行動することが必要です。

見て見ぬふりではなく、市民のみなさまの積極的な関わりにより、早期発見、早期対応で虐待が未然に防止できるようご協力をお願いします。(通報者の秘密)

密は固く守ります。
【通報先】
市の各機関(主に家庭児童相談室、保健センター、教育委員会等)、および彦根子ども家庭相談センター

・家庭児童相談室
☎6544
夜間・休日☎4111(市役所)
彦根子ども家庭相談センター
☎0749-3741
(夜間・休日同じ)